

## 平成22年第3回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成22年9月30日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第44号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第45号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第48号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第49号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第50号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第51号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 認定第1号 平成21年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第2号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第3号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第4号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第5号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第6号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第7号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第20 議案第52号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 常任委員会委員の選任について
- 日程第22 議会運営委員会委員の選任について

---

### 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
- 第4 議案第44号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第45号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

- 第6 議案第46号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第47号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第48号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第9 議案第49号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 報告第50号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第51号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 認定第1号 平成21年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第13 認定第2号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第3号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第15 認定第4号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 第16 認定第5号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 第17 認定第6号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 第18 認定第7号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第19 認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計決算について
- 第20 議案第52号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 追加日程第1 議会議長辞職の許可について
- 追加日程第2 議会議長の選挙について
- 追加日程第3 議会副議長の選挙について
- 第21 常任委員会委員の選任について
- 第22 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第4 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について
- 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第6 議案第53号 本巢市監査委員の選任について
- 追加日程第7 閉会中の継続審査申出書について

#### 出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	船渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	中 島 治 徳
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	坂 井 嘉 徳
健 康 福 祉 部 長	浅 野 明	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	石 川 博 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	五 井 淳 人	議 会 書 記	吉 村 太 志

---

## 開議の宣告

### ○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 高橋勝美君と8番 安藤重夫君を指名いたします。

## 日程第2 諸般の報告

### ○議長（遠山利美君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

#### 産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、産業建設委員会から報告をいたします。

9月24日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において、産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件6件の審査、協議案件4件について慎重に協議をいたしました。

初めに、豪雨時の冠水対策箇所と揚水機更新箇所、さらに西部連絡道路についての現地視察を行いました。引き続き午前10時20分から、産業建設部の付託案件、議案第45号の審査、協議案件については、議案第47号の産業建設部、林政部に属する補正予算についてと認定第1号の産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する決算について協議をいたしました。

審査案件についての質疑では、議案第45号については、制度の拡充とこれに見合った企業誘致の考え方について、工業団地への進出企業のみとなると不公平な一面があり、地域貢献の考え方についての質疑がありました。

議案第47号の協議については、社会資本整備総合交付金の運用について、用地買収において、狹隘道路の後退用地と土地開発に伴う道路整備の取り扱いについて、柿選果機導入事業に係る助成に

についての質疑がありました。

認定第1号の協議については、道路関係の訴訟費用について、不用額の発生理由について、地産地消の進捗状況について、自治会要望事業の進捗と執行方針について、工事全般の入札率についての質疑がありました。

協議以外で、執行部より、9月8日の豪雨による林道災害復旧に係る補正予算についての内容説明がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第46号の審査をし、文殊団地、宝珠ハイツの区域での11人以上の事業所についての質疑がありました。

次に、認定第5号の審査に入り、入札率について質疑がありました。

認定第6号の審査については、各施設の利用率の向上についての質疑がありました。

認定第7号の審査については、整備後の普及率の向上について、下水事業を進めたことによる関係事業者への対応についての質疑がありました。

認定第8号の審査については質疑がありませんでした。

続いて協議案件に入り、議案第50号、議案第51号の協議については質疑がありませんでした。

認定第1号の協議については、水道料金の収入未済額の徴収に向けての方針についての質疑がありました。

協議以外で、執行部より、先般の雷雨時に、神海地内の下水施設に落雷があり、その修繕が発生している旨の報告がありました。

以上、報告をいたします。

なお、閉会后に、当委員会で協議することになっていました「住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書」の取り扱いにつきましては、慎重に論議をしましたが、今回は資料配付にとどめることにしましたので、あわせて報告をいたします。

以上です。終わります。

#### ○議長（遠山利美君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 高田文一君。

#### 総務企画委員会委員長（高田文一君）

それでは、総務企画委員会から報告をさせていただきます。

9月27日午前9時から、本庁舎第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件、協議案件2件の審査・協議をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について、協議案件、議案第47号の総務部、議会事務局、根尾総合支所及び他の委員会に属さない補正予算について、認定第1号の総務部、議会事務局、根尾総合支所及び他の委員会に属さない決算について協議をいたしました。

付託案件についての質疑はありませんでした。

協議案件についての質疑では、議案第47号については、地域子育て創生事業に係るベビーシート及びベビーチェア設置について、議場の音響設備改修の詳細説明についての質疑がありました。

認定第1号の協議については、住宅地内に整備した防犯灯の照度調整について、役務費の不用額に伴う電話代の節約についての質疑がありました。

続いて、企画部関係の付託案件、議案第44号の審査をし、審議会の年間の開催回数等について質疑がありました。

協議案件、議案第47号については質疑はありませんでした。

次に、認定第1号については、淡墨桜を会場として開催する「おもてなし事業」についての質疑がありました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（遠山利美君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

#### 文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

文教福祉委員会の報告をいたします。

9月28日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において、文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査、協議案件4件について慎重に審査・協議をいたしました。

初めに、席田小学校の校庭芝の生育状況と真桑小学校の改築予定の現場について現場視察を行いました。引き続き午前10時25分から、市民環境部関係の付託案件、認定第2号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定第4号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について、協議案件は、議案第47号、市民環境部に属する一般会計補正予算について、議案第48号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第49号 老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について、認定第1号、市民環境部に属する一般会計歳入歳出決算についての協議をいたしました。

付託案件、認定第2号の審査では、医療費削減に向けた市の対策について、ジェネリック医薬品の普及についての質疑がありました。

次に、認定第3号、認定第4号の審査では質疑はありませんでした。

続いて、協議案件の協議に入りましたが、議案第47号、議案第48号、議案第49号については質疑はありませんでした。

認定第1号の協議については、レジ袋有料化後の効果について、レジ袋有料化のその後の参入企

業について、真正地域の焼却炉の運営について、ごみの回収減についての質疑がありました。

続いて協議された健康福祉部の協議案件、議案第47号、認定第1号については質疑がありませんでした。

引き続き協議された教育委員会においても、議案第47号、認定第1号については質疑がありませんでした。

以上、報告といたします。

**○議長（遠山利美君）**

以上で諸般の報告を終わります。

**日程第3 議案第43号及び日程第4 議案第44号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（遠山利美君）**

日程第3、議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について及び日程第4、議案第44号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第43号及び議案第44号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高田文一君。

**総務企画委員会委員長（高田文一君）**

それでは、付託案件について、総務企画委員会から御報告いたします。

議案第43号 農村地域工業等促進法に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について、慎重に審査しましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、年間何回の会議開催を予定しているのか、会議は何名の出席で成立するのかとの質問に対し、審議案件が提示されたときに開催する旨の説明があり、会議は、委員の過半数の出席で成立するとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務委員会から報告いたします。

**○議長（遠山利美君）**

議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第43号 農村地域工業等導入促進法に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第44号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第45号及び日程第6 議案第46号（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（遠山利美君）

日程第5、議案第45号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第46号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第45号及び議案第46号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

**産業建設委員会委員長（村瀬明義君）**

では、産業建設委員会から付託案件について報告をいたします。

議案第45号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例について。

制度の拡充に努めることはもちろんであり、魅力あるPRに努めることが大切と考えるがとの質問に対し、現地へ出かけることの難しい企業のために、土地開発公社でPR用のDVDを作成し、環境のよさを伝えたいとの回答がありました。

次に、工業団地への進出企業のみが優遇を受けることに対して不公平の一面があるとの意見がありました。農村地域工業等導入促進法の規定により整備された区域への進出企業が対象となり、他の区域への進出企業はこの奨励措置が適用されない旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第46号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

今回の改正で文殊団地、宝珠ハイツ、徳山団地の地域に11人以上の対象事業所がどれだけ存在するのかとの質問に対し、10事業所を把握している旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

**○議長（遠山利美君）**

議案第45号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第45号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第46号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第47号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第7、議案第47号 平成22年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

##### ○18番（鵜飼静雄君）

2点伺います。

一つは、真正幼稚園の改修工事の増額、雨漏りということで39万9,000円が組まれておりますけれども、この雨漏りの状況について、御説明をまずお願いしたいと思います。

二つ目は、文化財の保護費で、発掘作業委託料等が組まれておりますけれども、こうした発掘について、どこなのかということも我々も知っておく必要があるだろうというふうに思いますので、内容について御説明をお願いしたいと思います。

##### ○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

##### ○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問の真正幼稚園の雨漏りの件でございます。

この雨漏りの箇所は、ちょうど棟でいいますと、南側の西の棟の入り口でございます。といが集中している箇所ございまして、この部分が砂等の堆積もあったわけですけど、そこが多少といの集中ということもありまして、オーバーフローした結果、雨漏りしたという状況ございました。

この雨漏りについては、当初予算等でも別の場所を見ておったわけですけど、今回、補正でお願いする部分につきましては、西の棟の入り口ということでございます。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいま鵜飼議員からの御質問の文化財保護費の今回の補正でございますけれども、場所の件におきましては、公共事業に係る、また民間の開発に係る、そういった届け出、それが当初予定しておったよりふえております。そのふえた部分、当初は9件を見込んでおったんですが、今現在見込みで14件、5件ほどふえておるという状況でございます。それに係る作業員の委託料が不足しますので、今回補正をかけさせていただきました。

ただ、開発の場所等につきましては、5件ほどふえるということですが、それについては今資料が手元ございませんので、申しわけございません。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

2番目につきましては、また改めて提示をしていただければ結構です。

1番目について、このことをあえて今回お伺いしたのは、真正幼稚園ということ、建てた当時から比較的斬新な建物ということで注目を集めていました。その斬新さが、かえってこうしたことの原因になる危険性はないだろうかという気がしましたので、これから本巢の保育園、あるいは糸貫の幼稚園等を改築していくときに、そういったことも参考に、また頭に置きながら考えていく必要があるのかなという気がしましたので、そういうことを今回お伺いしたわけでありましてけれども、その建物の構造上、あるいは今の真正幼稚園の建て方との絡みというのはいないのでしょうか。なければ結構ですが。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

確かに今御質問のように、真正幼稚園につきましては斬新な形だというふうに思っております。ただ、雨の集水ですね、とい等の構造につきましては、やはり外観等によって、といが表に出ないというような形の部分もございます。また、なるべくそういったといの集水を減らすという意味もございまして、集水箇所が少なく、集中している箇所があるという部分でのふぐあいという箇所は見られます。

ただ、今後、本巢、あるいは糸貫の幼稚園につきましては、そういった維持管理にかからないような、軽減できるような施設というのは、当然考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第47号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第48号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第8、議案第48号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

施設勘定でお伺いをいたします。

一つは、前年度の繰越金が増額になったということで、一般会計からの繰出金の減額がございます。このように、前年度の繰越金が予想よりも伸びたと思うんですけども、その原因、理由は何でしょうか。主なもので結構ですが。

二つ目は、この説明資料の歳出の中で、一般管理費の減額があり、その中で、雇用体制の見直しに伴う看護師報酬248万6,000円の減額及び臨時職員賃金71万1,000円の増額というふうに書いてあります。雇用体制の見直しというのは、どういうことを意味されているのかお伺いします。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 坂井君。

○市民環境部長（坂井嘉徳君）

まず、戻し入れの1点目の御質問についてでございますが、当初予定をしておりました額よりも大きい決算となったということで、今年度につきましては、予備費等もございまして、一時お返

しをするということで御理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の歳出でございます。

人件費の節減の関係でございますが、決算におきましては、前年度に正看護師が退職をいたしております。そのため、予算的には嘱託で看護職員を雇う予定でございましたが、現実的には、その募集をかけましたがいなかったということで、職員手当等の減額という形になっております。結果的には、看護師の人件費相当は1名分減ということでございますけれども、看護師の中で処理を行った状態になっております。

それから賃金につきましては、先ほど申しましたように正職員の退職によるということでございまして、それに伴う嘱託職員を、先ほど御説明しましたように募集したわけですが、現実的にはこれについてもなかったというような状況でございますので、嘱託職員についても、賃金についても減額という形でございます。

〔挙手する者あり〕

**○議長（遠山利美君）**

鵜飼君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

このことを特にお伺いしたのは、最初の繰り越し、あるいは繰り出しの件については、一時的にお返しをするというふうに言われたので、若干安心している部分はありますが、雇用体制の見直しということで、正職員がやめた。最低限嘱託、できれば嘱託でなしに正職員できちんとやってほしいという思いはありましたけれども、それが不可能な場合は嘱託、でも、それもなかなか難しいので臨時で対応する。それが普通になってしまって、それが見直しの結果だというふうになっちゃうと、前年度の繰り越しが多かったから今回はたまたま戻したけれども、これが普通の形になってしまって、来年も再来年もこの形でいくというふうになっていくと、結局いつまでも臨時で対応していくということになりかねないという危険性を感じました。

特に、雇用対策の見直しと書いてありますので、そういう方向にかじを切りかえたのかしらという不安がありましたので、お伺いしたわけでありましてけれども、そのあたりの方針を改めてお伺いできればと思います。

**○議長（遠山利美君）**

坂井君。

**○市民環境部長（坂井嘉徳君）**

施設勘定につきましては、約1億ほどの繰り出しで賄っておるという中で、御存じのように、根尾診療所におきましては平成18年から入院施設をやめまして、夜間診療の増加というようなことで改善を行っております。

しかしながら、この正職員につきましては、やはり異動がしづらいということもございまして、現実的には正職員の退職というのは、本巢で定年退職がございました。それで嘱託で雇うということでございましたし、根尾につきましては、そういう予定はございませんでしたが、1月末に辞表

を正職員が出されまして、急遽やめられたということでございまして、いずれもその補てん等を勘考したわけですが、先ほど申しましたとおり、なかなか特にこういう立地の施設で募集というのは、問い合わせ等はたくさんございましたが、現実的には出される方がいなかったということでございます。

ただ、職員体制をどんどん減らしていけばいいかどうかという問題でございますが、基本的には、今年度の21年度の決算については、特に根尾の診療所では、十数%の来院の患者の減が出ております。年々、大幅な患者数の減少を来しておるといような中で、今の職員体制、根尾につきましては正職員が、看護師につきましては5名でございます。当然その中で十分住民サービスというものが、欠けなくてできるというふうを考えておりまして、当分はこういう体制を維持していきたいと思っておりますので、御理解を賜ります。

**議長（遠山利美君）**

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第9 議案第49号（質疑・討論・採決）

**○議長（遠山利美君）**

日程第9、議案第49号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第49号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第10 議案第50号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第10、議案第50号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第50号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第11 議案第51号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第11、議案第51号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第51号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 認定第1号（質疑・討論・採決）

### ○議長（遠山利美君）

日程第12、認定第1号 平成21年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田君。

### 6番（高田文一君）

全般にわたっての不用額についてお聞きをしたいと思います。

決算書の中で、不用額について今回約6億8,000万で、前年対比でいきますと1億2,000万ほどの増額になっているんですが、私はちょっと多いのかなあと思いまして、決算書に基づきまして、予算現額に対する不用額の割合をちょっと出してみました。一つは款別に出してみたんですが、款別でいきますと、商工費が9.3%、以下、土木費、教育費が約4.75%でございます。約5%ぐらいです。そんなに顕著ではないなと思いつつも、次は決算書の目を、全部今のような方法で算出してみました。目別で、橋梁維持費が一番高かったんです、45.5%。以下、ずうっと10%ぐらいがどうかあと自分で思いながら出してみましたら、割合の高い方からの順でございますけれども、17番目が根尾の保健センターが9.7%、18番目が真正すこやかセンター管理費が7.7%。しかし、この決算書だけしか手元にございませんので、数字だけで申し上げますので、後ほど理由等についてお聞きしたいんですが。

次は目の中の節について、もう少し節を見ると、その割合がわかるんじゃないかと思いつつも、目の中の節をまたずうっと調べてみました。先ほどの目で高かった橋梁維持費の45.5%の中の節、ここを見ますと、工事請負費が46.6%です。以下、ずうっと17、18番まで言いましたように、節を、手計算でございますので、皆さんのようなコンピューターではないんで、数字的には多少の誤差があるかもしれませんが、調べてみました。

そうしますと、この18の目の中で、細節の中で割合の高いのが委託料、次に備品購入というような節の内訳がわかったわけです。私は、さっきも言いましたが、不用額が高かったんで、全体的に、目の1項1項の理由は結構ですので、共通する理由があるかどうか、あるいは顕著なものがあるの

かどうか、その辺をちょっとお聞きをしたいんですが、財政担当、企画部長ですかね、全体的なことでお聞きをしたいんですが、当然、経費の節減があったとは想像はつくわけですし、これは私なりに共通して考えられますのは、委託料にしても備品にしても、金額であれ、内容であれ、差金なのかなあとと思います。

さらに、一般質問でちょっと触れておりましたように、20年度の予算の中で、昨年を思い出しますと、9月の補正で約10億のプラス補正をいたしましたね。そのときに、地域活性化であったり、経済危機であったり等々の、いわゆる予算科目でいきますと国庫補助金等が約5億8,000万ぐらいございました。当初でも、地域雇用創出が1億3,000万、年度途中を組みまして、さらに国からのお金が、名前は別にしても入ってきたのは事実でございまして、そうしますと、当初の事業に対する前倒しといいたいまいしょうか、事業の中身が少し変更されながら事業実施をされたのかなあとという気もいたします。もう一つは、単純ですけども、予算が過大予算だったのか。何せこの書類しか、決算書しか手元にないんで、勝手にそんなことを思っておったんですが、要するに、共通した委託料、備品購入費、あるいは一部工事請負費ですが、共通した何か理由といえますか、わけがあったらお聞かせください。また、そこの中でも顕著なものがあれば、さらにお聞きをしたいと思います。

#### ○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

#### ○企画部長（高田敏幸君）

それでは、ただいま決算書の中の不用額の主なもの、特に予算現額に対する不用額の割合が多かったものをお示し願ったわけでございますけれども、まず最初に、節で50%以上になったものを二、三、ちょっと御紹介をしますと、水防費の原材料費、これが不用額、予算現額の割合そのまま100%残っておるわけですが、額にしますと5万円なんですけれども、これにつきましては、水防訓練時にいつも砂を使うわけですが、そういったものにつきましては、災害対策用にこれも毎年購入するわけでございますけれども、そちらの方から賄って水防訓練用には使わなかったということでございます。

それから予防費の扶助費が、予算現額に対しまして不用額が96.9%残っておりますが、これは額にしまして615万7,000円でございます。これにつきましては、新型インフルエンザ接種費用の不用額ということで、予算計上時は1,500人ほど見込んでおったわけでございますけれども、実際に接種された方が実績で51名しかいなかったということでございます。

それから、林道費の補償、補てん及び賠償金、これも予算現額に対して100%残っておりますが、額にしまして164万でございますが、これにつきましては広域林道、県の代行でやっていただいております伊自良根尾線の、当初立木の補償を見ておったわけですが、県の事業の進捗によりまして、そこまで伸びなかったために不用になったということでございます。

それから、例えば国土調査費の報償費でございますが、これにつきましても予算現額に対しまして70.1%、額にしまして80万7,000円でございますが、これにつきましては、国土調査をやっておりますときに、境界を立ち会っていただきますね。その地籍推進委員さんの報償金でございますが、

これにつきましては、当初予算で見積もっておった日数よりもスムーズに立ち会いが終わって、それだけ不用になったということでございます。

個々に見ますとそういうことではございますが、また額の大きなものを見てみますと、例えば道路新設改良の工事請負費が2,100万ほど残っておりますし、それから学校管理費なんかの工事請負費も2,700万ほど残っておりますが、議員が御指摘のとおり、各項目の不用額につきましては、一概にこうだというようなことは言えませんが、委託料、それから工事請負費、備品購入費につきましては、やはり入札差金が主な要因だというふうに考えております。

それから、報償費につきましては、報酬ではなくて報償費でお願いしておりますいろんな講師ですとか、委員さんがおられるわけですが、当初は回数、あるいは出席人数を予算化するわけでございますが、そういったものの回数とか委員さんの欠席によりまして、不用額が出ているというようなことが考えられると思います。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

確かに、いわゆる額の高いものについてはそれなりの理由があつて、よくわかりました。

しかし、小さい、小さいといつても、30%が小さいのか10%が小さいのか、目によって違うわけですが、それが積み重なっていきますと確かに大きなお金になるわけですね。特に款の中で17拾い出した中で、高いのがある。ちょっともう一つだけお聞きしたいんですが、管理費ですね。例えば富有柿の里の管理費、文殊の森の管理費、子どもセンター管理費、本巣すこやかセンター管理費、根尾保健センター管理費、真正すこやかセンター管理費、何かこの管理費が不用額が目立つのかなあとと思いますが、これは何か気がついておられるのか、感じておられることがあったらお聞きしたい。市長でもいいですけど。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

全部を調べておりませんが、それぞれ担当部局に聞いていただいた方が早いと思いますが、わかる範囲で、例えば文殊の森の管理費なんかですと、テレビの購入費、これはやっぱり入札差金ですね。それから、トイレの改修の塗装なんかの入札差金、それから子どもセンターなんかですと、耐震診断の委託料の差金とか、備品の差金、富有柿の里につきましても、テレビの購入の契約差金、工事請負費の差金が主なものになっております。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

細かくなるとおかしな話になるんで、そこら辺にしたいと思います。

それで、もう一つは予算のことで、副市長はいつも説明いただけるんで、副市長にちょっとお聞

きしようかなあと思っているんですけど、今回の決算で、歳入総額から歳出総額を引き、さらに次年度への繰越額を引く、当たり前のことですが、実質収入が9億も残らないです。その9億が、先ほど補正で御承認いただいたように、この9億は当然繰越金へ今回4億補正をされ、合計額が9億補正されています。さらに、その9億の中といたしましうか、今回の補正の支出の中で、大きいのが財調でございます。財調が今回も9億7,000万でしたか、補正をされました。

それで、私が思いますのは、一生懸命努力をされて、経費節減は非常によくわかるんですが、本当に市民に行き届いたことができているのか、あるいは本当に市民もそれがわかっているかということが少し疑問に思うわけです。極端な言い方をしますと、不用額がどんどんどんどん出れば出るほど繰越金も出る。出ればどうするかというと、財調に積むのではないかと思うわけね、単純に考えましても。そうしますと、財調のために不用額を残すような、極端な言い方をしますとそういうことになってはいけないのではないかと考えておりますので、お聞きをするんです。

これは、先ほど言いました実質収支額が、本当に各事業の必要度といたしましうか、必要なものが十分に検討されておったのかなあと。あるいは不用額の有効な活用等についても検討されたのかなあとということも疑問を持っておりますので、わかりやすく、できたら御説明いただきたいと思えます。

**○議長（遠山利美君）**

副市長 小野君。

**副市長（小野精三君）**

ただいまの御質問でございますが、予算編成に当たりましては、市民にとって真に必要な事業、そしてまたその事業につきましては過大見積もりはないように、予算査定を通じてやっているというふうに認識しておりますが、結果的に、こういった不用額の累積により多額のものが出ているということをかんがみますと、そういうことがないようにというふうには考えます。

それで、一つは、先ほど来企画部長の方から答弁申し上げましたように、入札差金といったものが大きいものもあると思えますし、それからまた、予算計上したもののうち、それぞれの執行課において年度末に使い切るといったような無用の使い切り予算というか、そういったこともしないようにといった通知も出してしておりますので、そういったことのあらわれかとも思えます。

今後とも、予算編成に当たりましては、最少限の費用で最大の市民の皆様の満足が得られるような編成に努めてまいりたいと考えますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

**○議長（遠山利美君）**

鵜飼君。

**18番（鵜飼静雄君）**

大きく分けて5項目ありますので、二つぐらいに分けていいですか。

では、1番目の不用額について、今高田議員から大枠の話がありましたので、その中のもう少し細部についてお伺いをいたします。

一つは、時間外勤務手当についてであります。

総務の一般管理費とか社会福祉総務費、児童福祉総務費については、時間外勤務手当が予算と比較すると大きな不用額が出ています。その理由についてまずお伺いしたいと思います。結論的に言えば、サービス残業になっていないという保証があれば、これで結構なんですけど、そういうことも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

二つ目は社会福祉費の扶助費で、委員会を傍聴したときに補足説明でございましたけれども、住宅手当の特別措置事業、当初予定36人が2人になったため、ほとんど不用額として残っているということでございますが、この当初予定の36人というのは、どういうふうにはじき出した数字なのか。そのあたりの、今の浅野部長が当時予算を作成したわけではないので、わからなければ結構ですけども、この当初の数字のはじき出し方がどうなのかという疑問を持ちましたので、お伺いをいたします。

次は、今も話がありました老人福祉施設などの地デジのテレビの導入に関して、先ほどは入札差金だという一言で片づけられておりますけれども、事業報告書を見ましても、それぞれの施設でテレビ何台を導入したというふうに書いてあります。当初予定も大抵そうだろうと思うんですね。台数については変更なかろうと思うんです。であれば、最初にどういう根拠でこういう数字が出てくるんだろうかというところも、正直言って疑問に感じましたので、その不用額が出た、あるいは入札差金がこれほど多く出る理由についてお伺いしたいと思います。

次は、児童福祉費の委託料で市民意識調査、これも多額の不用額が出ています。この調査の委託をどのような内容で計画していて、実際にはどういう形でやられた、そのためにこれだけの不用になったんだと。そのあたりが単に差金という言葉だけでは片づけられないものがありますので、よろしくお伺いしたいと思います。

不用額の最後に、幼稚園の施設用備品の管理費を見ますと、当初予算で75万6,000円、9月補正で827万4,000円、これは地域活性化等の交付金が来ましたので、9月に827万4,000円を組みました。そして12月に46万3,000円を組みました。トータル949万3,000円になりました。不用額が265万4,000円となると、どうも不自然な気がいたしますが、このあたりも理由がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

不用額については以上です。

次に、事業報告書に基づいて2点伺います。

15ページに職員の採用、異動の表が載っています。これを見ますと、保育所については2人退職、そして2人採用ということで、実数は変わりません。となると、これまでたびたび申し上げてきたし、また執行部としてもそういう方向に進めたいというふうに言ってきたクラス担任の正職員化の取り組みは一体どうなっているのかということを感じざるを得ません。だから、そのあたりについての状況なり、また考え方を伺いしたいと思います。

もう1点は、17ページにまちづくり学校について載っておりますが、これについて21年度の事業実績報告書を見ますと、ボランティア支援センターの設置を検討という項目の中で、ボランティア

組織の活動を広く情報提供するとともに、ボランティアをしたい人、してほしい人の調整などを行うために、ボランティア支援センターの設置を検討するという事業内容があり、21年度については実施完了というふうに書いてあります。実施完了、この中身は、まちづくりボランティア等に取り組みきっかけとなる講座を開設するなど、これがまちづくり学校ということだと思いますが、そして人材の育成を図る事業を行った後、ボランティア支援センターの設置を検討することとしたというふうになっています。

21年の3月議会のときに、小野副市長にこの問題について質問をいたしました。そのときに副市長は、短く申し上げますと、ボランティアに係る人材の育成を図る事業を行って、ボランティア支援センターの設置を検討していきたいということで回答されました。1年たって、結局同じような回答といえますか、事業報告書の内容になっているわけでありますけれども、一体この21年度はこの点についてどういう取り組みをされて、どういう方向に今行こうとしているのか、改めてお伺いしたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、まず不用額の方の時間外の考え方でございますが、確かに一般管理費の方で今年度290万ほど残しておりますが、800万の予算で500万の使用でございます。しかし、前年度を見ますと、やはり840万ほどの申請をしておるわけです。その年によりまして、各部局もそれぞれ仕事が忙しいとか、あるわけでございますが、そういったことで、対前年度等を勘案しながら予算は組みます。執行の方につきましては、当然時間外が必要であれば、みずから上司に申し出て許可を得て、時間外をやったものについてはすべて支給をしておりますので、昨年は、そういったことで少しそれだけの事務量がなかったのかなというような気がいたしております。

それからもう一つ、人事的に、前年度で忙しくて時間外が多数発生したような場合につきましては、当然適正な人事配置とか、それから臨時職員の採用とか、そういったことでの対応をしておるところでございます。

それから、私どもの関係でいいますと、21年度の事業報告書の15ページの職員採用の部分でございますが、これにつきまして、保育士の職員採用につきましての御質問でございますが、従前から言っておりますように、保育所の、あるいは幼稚園のせめて担任だけは正職員を採用していきたいという計画は今も変わっておりません。たまたまこの年は2人やめて2人採用ということでございますが、なかなか一般の保育士さんも、採用した後やめられる方もございますので、そういったところが、少し私はまだこの辺のところを分析しておりませんで、この2と2の関係はわかりませんが、基本的にはそういった気持ちであります。また、今年度から、臨時特別職の方につきましても、担任につきましては待遇改善といえますか、そういったことで報酬額に上乘せをしたところがございます。

それから、企画部の関係でいいますと、17ページの本巢まちづくり学校の授業、昨年とこれで2年行ってきておりますが、この中で、ボランティアセンターの設置の検討がなかなか進んでいないのではないかというような御指摘でございます。確かに総合計画の中にもボランティアセンターの設置の検討は入っておるわけでございますが、このボランティアセンターの設置につきましては、各3部にまたがって実はあるわけです。福祉関係のボランティア、それから災害時のボランティア、それから活性化、地元民に対するボランティア、この関係で、一時福祉協議会の方でボランティアセンターを立ち上げられて、今も運営されておりますが、そういったところに一つはお願いをしておるといのも事実でございます。いずれにしても、こういったまちづくり学校を通じまして、今後も地域のリーダーになるような人材を養成しまして、今後はそういった活性化のためのボランティアづくりの支援センター、こういったものを将来的には目指していくということでございますので、確かに進んでいないと言われるとそうかもしれませんが、それぞれこういった取り組みにつきましては実施をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

**○議長（遠山利美君）**

健康福祉部長 浅野君。

**健康福祉部長（浅野 明君）**

ただいま御質問の中で、地デジの関係でございます。

地デジの関係につきましては、各施設それぞれ備品購入をしております。4施設で12台だと思っておりますが、そういった形で購入をしておることになります。

不用額につきましては、差金ということで、大幅な差金という御質問ではございますが、見積もりは見積書を徴収しまして当初予算には計上してございますが、現実問題、入札の結果差金が出たというふうに理解しております。

それと、住宅手当の関係でございます。

住宅手当の当初の予算が36件分ということで積算がされておりました。この36件については、この積算の資料の手持ちがございませんので、御理解いただきたいと思います。実際に、この36件の見込みに対しまして実績は2件しかなかったと。これも平成21年10月からの新規事業ということで予算計上させていただきましたが、その当初の内訳につきましては、ここに資料がございませんので、お許しいただきたいと思います。

先ほどの意識調査の差金ということでございます。この意識調査につきましては、保育所のニーズを調べたいということで調査をしております。これは真正地域の住民意識調査ということで実施をしたわけでございますが、内容につきましては、ここに、申しわけないんですが資料を持ってきておりませんのであれですけど、そういった形で、真正地域で保育に対する意向調査ということで実施しております。これに係る経費が不用額が出たということでございます。

あと幼稚園の関係だったと思いますが、幼稚園の管理費の中での不用額ということですか。

委託料の約216万4,082円という不用額が出ております。委託料、あるいは備品購入費につきましては、それぞれの差金なんですけど、個々の明細につきましては、また後ほどお答えしたいと思います。

す。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

不用額については、本来ならばここまで聞かなくても、そちらからデータがもともと提出されていけば済む話なんで、出されないのであえてお伺いしておるわけで、そういうことを執行部も念頭に置いていただきたいということだけ申し上げておきます。

ボランティア支援センターの問題につきましては、先ほど部長はそうやって答えられたけれども、21年度の事業実績報告書の中でも、実施完了というふうになっておるわけですね。ということは、もう22年度からはこの項目は出てこないということでしょう、実際に。であれば、一体どうなっていくかということが非常に不安であるわけであります。だから、広域計画の中でこれも位置づけていくということであれば、それはそれで結構ですし、だからその辺だけ再度お伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

高田君。

企画部長（高田敏幸君）

ボランティア支援センターにつきましては、当然、前の行政改革大綱の中で21年度に検討した、完了ということになっておるんですけども、これは当面検討だけが完了だということでございまして、今後引き続いて当然新しい総合計画、あるいは行政改革大綱、こういったところにも入れ込んで取り組んでいきたいということです。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

了解しておきます。

では、ほかの件について、3点まとめて申し上げます。

第1番目は、これも行革の21年度の事業実績報告書に基づいてお伺いいたしますが、一つは人材育成基本方針の策定というのが項目にございまして、これについても21年度完了というふうに書いてあります。この内容は、いろいろホームページを見ていてもわからないので、どういう方針なのか、これについてお伺いしたい。

二つ目は、同じ実績報告で、職員提案制度実施規定が、21年度の項目のところに20年3月につくられたということで書いてあります。実際には21年度から本格的に活用されてきているだろうというふうに思いますが、その結果はどうだったのか。この規定の中身については、例規集に入っておりますので、見ておりますので結構ですが、この職員提案制度の結果はどうだったかということ

お伺いします。

次に、教育委員会の方でお伺いしたいと思いますのは、6月議会に後藤議員が公民館の問題、図書館の問題について質問をいたしました。その中で、今年度、公民館、あるいは図書館の機構について改定がなされ、さらに7月にも改定がなされるということがございました。こうした改定がされてきたその背景には、21年度の事業の中で改定した方がいいというような背景があつてやったのか、もしそうならばどのような問題があつたのか、その点についてお伺いをしたいということが一つ、もう一つは、図書室の位置づけについて、どのように考えておられるかということをお伺いしたいと思います。私は最近、図書室ではなくて、図書館の分館としての位置づけをした方がいいんじゃないかというふうに思っています。図書館法の第3条を見ますと、第5号にこう書いてあります。図書館の役割として何があるかという項目なんですけれども、「次に掲げる事項の実施に努めなければならない」という項目の5番目に、「分館を設置し」ということを明記してあります。図書館がある本巢市にとって、今のほかにある図書施設については分館として位置づけ、役割等について明確化していくことが必要ではないかというふうに感じておりますけれども、いかがでしょうか。

最後になりますが、市税の市民負担の状況を見てみますと、例えば個人市民税の1人当たりの負担額、20年度は4万8,588円、21年度は4万6,597円というふうに減っています。世帯当たりで見ても、15万5,000円余りから14万7,000円ほどに減額しています。これは所得が減ってきているという証であります。昨年もお伺いしましたが、市民の所得階層ごとの比率がわかれば、教えていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

まず、人材育成方針の作成が終わったがどうかということでございますが、これはちょっと私も手元に持っておりませんので、またお渡ししたいと思います。

それから、職員提案制度の成果でございますが、ごらんとおり21年度から始めまして、多くの職員から提案があつたわけでございます。そういったものを審査して、取り組めるものから取り組んでいくということでございます。

成果については、何件あつて、実際それがどういうものにつながつておるかというのは、ちょっと資料が手元にございません。申しわけございません。また全協の場でも、件数等についてはお知らせしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

鵜飼議員からの公民館、並びに図書館の機構、それについての総括的なこと、それを含めて21年度どういうふうに、また22年度どういうふうに進めてきておるかというようなことでございますが、

21年度、公民館の職員については何ら変わりはありませんが、それに付随する図書室におきましては、図書室の司書の方が日々雇用の職員にかわりました。従来は非常勤の特別職といった職務でしたが、日々雇用の司書にかわって、経費削減に努めてきております。これにつきましては、各部署、行政改革の推進、それに伴う経費削減とか、そういったことを含める中で、その公民館におきましてもそういった経費の削減に努めてきておるところです。

また、22年度からにつきましては、日々雇用の職員もできれば公民館の職員で何とか対応できないかといった思いの中から、日々雇用の職員2名、また補助員が2名おりましたが、それらの方々の削減することによりまして、今現在公民館の職員が図書室の管理も行っておると。それと同時に、糸貫におきましては従来の老人福祉センター、そこに従来から地域の方々、またクラブ、サークル等々の方々が活動の拠点にしておった施設を、公民館の活動と同じでございまして、そういった活動を主にやっておられるといったことから、公民館の職員がそこに入って施設管理も行っていくと。窓口業務も含めてそういった仕事を行うということで、22年度からそこの方に入ることになりました。それと同時に、そこにありました図書室につきましても、公民館の職員が行っていくという体制をとって、今現在進めておるところでございます。

ただ、公民館の図書室は、公民館の職員で図書室の管理といったことはなかなか難しいと。やっぱり図書室管理につきましては、専門の図書司書の指導によって行わなければいけないと、そんなことを思う中、しんせい本の森の方から、週1回、それぞれの公民館、というのは糸貫の図書室と本巢の図書室、ともに図書司書がなくなりましたので、そちらの方に巡回で指導をしていただくと。それと同時に、専門性を要する部分は図書司書の方々にやってもらうと。並びに、図書館の職員におきましては専門性を持った図書司書の方から指導を受ける中で図書の管理をやっていくと。実際には、図書の貸し出しとか、そして返却とか、そしてまた予約等、簡単なものを図書館の職員が対応して進めておる状況でございます。専門的な知識の必要なこと、そういった業務につきましては、巡回で回ってきていただく専門の図書司書の方に対応をしていただいておりますと。今現在進めておるところでございます。

そして、図書館の位置づけでございますが、従来から旧町村に図書館はあったんですが、今現在、中央図書館的な市で一番大きいしんせい本の森、その図書館が一番蔵書の冊数が多い状況でございますので、本巢市においてはその図書館を中心に、あと従来からあった糸貫の図書室、また本巢の公民館の図書室等は、それぞれ中央と連携をとる中での従来からの公民館の図書室といった位置づけで考えていきたいと。ただ、インターネット等によって、中央のしんせい本の森と、あとそれぞれの公民館の図書室は情報のやりとりができますので、例えばこちらの方からこういった本が借りたい、どこかにないでしょうかという問い合わせがあれば、しんせい本の森に情報を提供していただく、そういったシステムをとっておりますので、そういったことで、できるだけ市民の皆様方のサービスの低下につながらないように対応を考えていくと、そういった考えでおります。以上です。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

**総務部長（中島治徳君）**

鵜飼議員の御質問ですが、所得の階層ごとの比率でございますが、ちょっと階層ごとの比率はわかりませんが、人数別で申し上げます。課税標準の段階と人数別ということでございます。課税標準はこれに税率を掛けていただいたのが税金になるということでございます。その課税標準の段階別でいいますと、納税義務のある方で、例えば10万円以下の金額ですと139人、10万円を超え100万円未満ですと3,688人、100万円を超え200万円以下が3,700人、200万円を超え300万円以下が1,739人、300万から400万が878人、400万から550万が641人、550万から700万が184人、700万から1,000万が120人、1,000万を超える金額が86人ということで、納税義務のある方が1万1,175人ということでございます。人数しかわかりませんが、すみません。

〔挙手する者あり〕

**○議長（遠山利美君）**

鵜飼君。

**18番（鵜飼静雄君）**

教育委員会に改めて申し上げたいと思いますのは、一つは、糸貫、本巢について、週1回しんせい本の森から司書を回すから、それで専門的なところは対応してもらっているということでありませぬけれども、本当にそれをやる時間的な余裕を持って巡回しているかといえ、決してそうではないですね。例えば、週1回でも、朝から晩まで長時間その図書室にいて対応していれば可能かもしれませぬけれども、かけ持ちで2時間とか3時間とかいて、それで1週間分のたまったものを対応できるかといったら、それは現実的に不可能な話ですし、職員を教育するといっても、図書司書というのはたしか国家資格です。だから、そういった専門性を求められる仕事を職員に急ごしらえでやらせようというのは、それははなから無理な話だと思うんです。本当に市民に迷惑をかけるようにしようと思ったら、一体どうすればいいのかということ、今後の話です。これ以上は言いませんけれども、21年度の状況、そして22年度の今現在の状況をしっかり突き合わせて、どうしたらいいかということ、を新年度に向けて改めて考え直していくべきだというふうに思います。

あわせて、図書室を分館にという話を初めて申し上げましたので、これ以上の答えは求めませぬけれども、今ですと、図書室ということは、公民館の附属物でしかないですね。図書館になれば、しんせい本の森の関連の施設になりますね、直に。だから、そうしたことも含めて位置づけを改めて考え直す必要があるのではないかと。そういうことによって、その体制をどうするかということになってくるというふうに思っています。それはこれからの課題ということでとどめておきます。

最後に市税の、所得の話をお伺いいたしましたが、昨年度もお伺いいたしました。ことしも伺いましたが、おおむね70%ぐらいの人が200万以下という数字が本巢市の場合出ています。ことしも、比率はまだ数字を聞いただけで出ておりませぬけれども、おおむねそうだろうというふうに思います。今の経済状況の中でさらに厳しい人がふえてくる中で、いろんな施策を、そういったところに十分目を向けながら考えていく必要があるということだけ申し上げて終わります。

**○議長（遠山利美君）**

ほかにありますか、質疑。

[挙手する者あり]

鏝本君。

## 2番（鏝本規之君）

私どもの委員会の中で、入札のことについて少し聞かせていただきました。

入札差金のことを聞きたいがために、各部署において、建設なら建設、水道なら水道、教育なら教育の中において、入札のパーセンテージ、落札パーセンテージをまず示してほしいということをおっしゃいました。なぜ言うかということ、いろんな繰越金という形で、何億というお金が出てきている。そういうものを有効に使うためにどうするかということも含めて、ちょっとお伺いをしたいんですけども、21年度の総体的な報告を今読ませてもらって、また新聞等で見せてもらいますと、公債費比率がどうのこうのということで、非常に健全だというふうに新聞の中でも評価をされておりますけれども、予算の中において、先ほどから先輩議員がいろいろと差金のことを言っておられますけれども、お金をいかに有効に使うかということが大事だと思うんです。ですから、今回のいろいろな質問の中において、少し問題が飛びますけれども、回答の中において後で報告をしますということが、鵜飼議員の質問の中にもありましたけれども、そういうものは結果的に後で私たち議員にも資料が出てくるんですか。まずそれを1点お伺いしておきます。

それから、入札差金のことに関してのパーセンテージ、これもなぜここで聞くかということ、そのことにおいて、私が議員じゃないときに最低入札価格というものが設定をされた。当然上限も設定をされた。そして、その中において入札がなされて、差金が出る。大きな金額だと思うんです。そういうものを、皆さんと同等の中でこのものを考えていかないけないと思っておりますので、先ほどからずっと聞いておっても、そのことが回答として出てきませんので、もしわかったら教えていただきたいと思います。

## ○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

## 総務部長（中島治徳君）

まず、入札結果の方について、お知らせしたいと思います。

昨年度の入札結果でございますが、土木一式でございますと、落札率は93.61%、これは全体でございます。件数は全部で35件ということでございます。舗装に関しましては、全体で93.64%、件数で19件。水道施設でございますと、29件で93.46%。そのほか下水、農業集落、管渠の敷設工事等も土木一式でございますが、これが94.38%、これが10件。舗装に関しましては1件でございます82.18%。以上が落札率でございます。

## ○議長（遠山利美君）

さっきの資料の配付というのは、全部なの。

## 企画部長（高田敏幸君）

それは全般の話でしょう。

だから、私どもが鵜飼議員からの御質問で、人材育成方針と、それから職員提案の成果につきましての書類につきましては、皆さんにお配りしても差し支えございませんので、また全協のときにも説明をさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

ここで質問をすることに対する回答は、全議員が共有することなんです。個人個人の質問に対して、個人個人に対して資料を提出するというのなら、外でやって聞いてくれりゃあいいことなんです。ここで質問をする以上は、そういうふうの回答をしていただきたいと思うし、もう1点は、後から提出するということを言われますけれども、もしそのことがすぐにできないのであれば、暫時休憩でもして、資料を取り寄せて、それで説明をしてもらえれば、非常に質問の内容と回答とがかみ合ってくると思うんです。

私は、まだ市会議員になって間がないので、よくわかりませんが、先輩議員が質問されることで非常に勉強になることがある。ですけれども、後からお答えしますでは忘れてしまう。ですから、的確に答えられるように、先ほども少し執行部の方の人たちからつまづくようなことがあったと思うんですけれども、わからないときは休憩してもらえば結構だと思うんです。そのことはそのことをお願いをしておきます。

入札差金の云々のことに関して、非常に93%近くの云々になるということでございますけれども、一部の業種においては、それよりも若干高い入札率で落ちていると。そういうことも含めて、なぜこういうことを言うかという、私が議員じゃないときに、よそからいろんなお話を聞くことによって、各部門においては談合があるとかないとかというような話を聞きますので、そういうものも含めて、よく検討するようにしてもらって、なるだけ入札差金のもう少し高いレベルにおいて、95%、96%ぐらいで落ちるような結果になるように努力をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

21年度の一般会計については、当初予算のときに、市政の前進面について評価しつつも、やっぱ

り保育園、幼稚園の改築問題で、とても理解できないということで反対をいたしました。

今回、質疑の中ではあえて申し上げませんでした。それは一般質問の中でやっとそんなような方向が見えてきたなあということがございました。それが21年度にあれば、また違った態度になったと思いますけれども、21年度に限っていえば、当初予算のときに反対したことが残念ながらそのままであったということから、反対せざるを得ないというふうに思っております。以上です。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ございますか。

[挙手する者あり]

後藤君。

14番（後藤壽太郎君）

先ほどからいろいろ質問がありましたように、不用額は本当に多いと思います。しかしながら、ずうっと前には、不用額もすべてその年度内に使って、どこへ行ったかわからんような部分がありました。今回、こういう経済状況の中、きちっと積むものは積んで、また必要な部分においてきちっと出せるという状態がつくってあるということを思いますので、賛成をいたします。以上です。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第1号 平成21年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩します。11時半から再開しますので、よろしくお願ひします。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 認定第2号から日程第15 認定第4号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第13、認定第2号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから日程第15、認定第4号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

認定第2号から認定第4号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

文教福祉委員会付託案件の報告をいたします。

認定第2号 平成21年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

医療費削減に向けて、市では何か対策を講じているのかとの質問に対し、大変難しい課題であるが、各家庭へ毎月医療費通知を実施し、削減に向けた啓蒙を図っている旨の回答がありました。

次に、ジェネリック薬品を利用する自治体病院で経費の削減に効果を出しているとの情報もあるが、このような対策は検討されないのかとの質問に対し、根尾診療所では、そうした薬品の購入で経費減につなげている旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第3号 平成21年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

慎重に審査をしましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第4号 平成21年度本巣市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について。

慎重に審査をしましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（遠山利美君）

認定第2号 平成21年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

2点でございますが、第1点は、事業報告書の87ページに国民健康保険税の区分ごとの比率が掲載されています、所得割、均等割、平等割。いわゆる応能割と応益割の比率を見ますと、21年度は52.9%が応能割です。20年度は56.32%が応能割でございました。支援分、あるいは介護分についても同じような傾向が見られます。すなわち、応能割が減って応益割がふえているということになります。

もともと国民健康保険は、法律の趣旨からいって社会保障でございます。そういう観点から考えれば、応益割がふえていくということについては問題があるのではないかというふうに思っています。もともと今の軽減措置をやるためには、応能・応益の比率が基本的には50対50ということが義務づけられていましたけれども、この6月の議会で提案がありましたように、国の法律も変わって、そのあたりはそれぞれの自由裁量ということになってまいりましたので、この点についての見直しも当然していく必要があるのではないかというふうに思っていますが、そういった点につい

てはどうなのかということと、もう一つは、施設勘定にかかわってまいりますけれども、たびたび取り上げました行革の21年度の事業実績報告書によりますと、国保直営診療所2カ所のあり方の検討という項目があります。それについて、21年度の取り組みの結果については、端的に言いますと、地域に密着した地域医療機関として運営をしていくことで検討を完了したというふうに明記してあります。それならば、それに見合った体制づくりが求められるというふうに思っておりますが、こうした21年度の結果を受けて今後どういう方向へ進んでいくのか、この2点についてお伺いいたします。

**○議長（遠山利美君）**

委員長 臼井議員。

**○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）**

ただいまの二つの質問につきましては、委員会の中では討議されませんでしたので、ただいまの件につきましては、執行部の方にお答えをお願いしたいと思います。

**○議長（遠山利美君）**

市民環境部長 坂井君。

**市民環境部長（坂井嘉徳君）**

まず1点目の応益割が多過ぎるのではないかと、そこら辺の率の関係ですね。それについての見直し等の方向性があるのかどうかというようなお話であろうというふうに理解をいたしております。

しかしながら、委員会、全協等で、9月の今議会において、収入の方の変更をお願いしたものでございますが、国保の現状というのは御存じのとおりでございます、非常に苦しい状況でございます。

そして、今回の税率改正につきましては、3月議会で御承認をいただいたということで、基本的な方向づけとしては、これでよかろうというふうに理解をいたしております。しかしながら、市においては、特に、これからの方向づけというのは、弱者対策というとおかしいんですが、非常に所得の少ない方、特に前回の質問にもございましたように、前年度におきましては、国保世帯の所得が相当下がっており、10%強ほど下がっているという中で、トータル的に物を考えなければ、当然安易にここで50・50に近づけるとか、そういうことは申し上げられないというふうに考えております。

どちらにしましても、ある程度の税をもって、これを補っていくという方向でございますので、今年度の状況等、激減があれば、そのときに加味をしたいというふうに考えております。

それから、施設勘定の関係でございます。診療所の運営の関係でございますが、本年の予算で、経営改善計画ということで委託に今出しております。結果としまして、10月いっぱい出てくるということでございますが、総合計画の方では、前年度で方向づけができたというようなことがうたっておりますが、基本的には、事務的には経営改善に努めたところで、前回の質問のときにもお話ししましたように、平成18年度に入院施設を取りやめたと。そのかわり夜間診療をふやしたというような改善を行ったと。そういう面から見ますと、改善が事務的には終わっておるという方向づ

けを申し上げたところでございます。

しかしながら、慢性的な赤字体制といいたいまいしょうか、この地域に根差した診療所というのは、根尾地区につきましても人口がどんどん減る中、当然高齢化をしております。そういうものの安心できる地域住民の保全といいたいまいしょうか、そういうものは守っていく必要がありますので、この改善計画に基づいて、来年度それを加味しながら方向づけをしたいと。

それから人件費関係で、相当落ちたのではないかと、不足ではないかというような前の質問もございましたが、基本的には今の根尾診療所におきましては、1日当たりの患者数というのが35名ほどになっております。これは内科だけの関係でございます、それに歯科が加わるということもございますが、その中で、看護師というのは正職員で5名おると先ほど申し上げましたが、その体制で十分いけるというふうを考えておりますし、本巢診療所につきましても、前年度決算につきましても前々年度より経営状況がよくなったわけでございますけれども、患者数も1%ほど微増したと。これは単年度だけの話だろうというふうには考えておりますが、やはり人口が減っていく中で、地域の医療を充実していく必要があるというふうには考えておりますが、ここ1年についてはそんなような方向づけを持っておりますので、来年度予算に、経営改善につきましても反映をして、少しでも身軽な経営ができるような方向づけをしたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第2号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

**18番（鵜飼静雄君）**

1点だけ申し上げます。

21年の第1回広域連合の議会の会議録を見ておきますと、残念ながらほとんど論議はされておりませんが、その中で、たまたまこのときは議員提案で議員報酬の問題が提出されました。

そのことは置いておいて、その中での提案者の発言、またそれに対する反対討論の発言、賛成討論の発言を見ておきますと、とにかくこの制度自体が、本当に高齢者に負担を押しつけるものだというような発言をそれぞれの人がしてみえます。まさにそのとおりだと思うんです。そういったことが、広域連合で後期高齢者医療制度が運営されているという中で、一体本巢市としてもそうした声を上げていく必要があるだろうと。その点について、委員会で論議がなかったと思いますけれども、連合議会議員である市長のお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

**○議長（遠山利美君）**

委員長。

**○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）**

ただいま質問者の言われましたように、質問もございませんでしたので、市長の方から御答弁をよろしくお願いします。

**○議長（遠山利美君）**

市長 藤原君。

**市長（藤原 勉君）**

今御質問がございました後期高齢者医療の問題につきましては、県下の市町村が全部加入して、今広域連合でやっております。先ほど議員御指摘のように、当初から年齢で区分するこの制度というのはおかしいというようなお話も出ておったと思います。

しかし、我々行政を執行する者にとりましては、いわゆる法律ですべてこういうものはできておる。そして、国の制度として国からもこういうことで指導もされ、そして広域連合でやってきておるということから、私ども行政の執行者として、これについて特段の御意見を挟むつもりはございません。

ただ、国民の皆様方の声もいろいろ多くあるというようなことで、今回政権がかわりましてからも、自民党政権のときも見直しの議論もございまして、また現在の民主党政権になりまして、今変更の方向が打ち出されてきておりますので、いずれ国民の声もお聞きした形での制度になっていくのではないかというふうに思っております。

現在やっております制度そのものにつきましての御意見は控えさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（遠山利美君）**

ほかにありますか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第3号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第4号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

#### 日程第16 認定第5号から日程第19 認定第8号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第16、認定第5号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第19、認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第5号から認定第8号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

産業建設委員会から報告をいたします。

認定第5号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について。

入札率については適正な状況にあると考えるが、入札に関し不条理なことがあれば、厳正に対処願いたいとの要望意見があり、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

認定第6号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について。

各施設の利用率に関連して、下水の普及に向けての方針についての質問に対し、それぞれの施設区域の自治会の集会に出向き、啓蒙に努め、普及率の向上を図っているが、特に老人世帯が多いことや、加入金が高いなど、課題を残している旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

認定第7号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について。

根尾地域の普及率に関連し、整備年度を考えると普及率が低いように見受けられるがとの質問に対し、整備後1年で56%、3年間で70%弱の普及を見たが、その後、先ほど報告しました農業集落排水事業の課題と同様に伸び悩んでいるとの回答がありました。

また、公共下水道を推進したことにより、関係事業者への対応についての質問に対し、合理化協定により、転換業務として終末処理場の管理をお願いしているとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計歳入歳出決算について。

慎重に審査をしましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（遠山利美君）

認定第5号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第7号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第8号 平成21年度本巢市水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定されました。

#### 日程第20 議案第52号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第20、議案第52号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、お認めいただきました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第52号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回は、歳出のみの補正でございます。

予備費を465万円減額いたしまして、9月8日の台風9号の豪雨による素振谷線林道及び猪ノ谷線林道の災害復旧事業に係る工事請負費に同額の465万円を増額するものでございます。

どうかよろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます

##### ○議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

##### 3番（黒田芳弘君）

今回、災害があって、単費で復旧をするということではありますが、林道ということで、当然作業道ではありますが、二つの林道ですが、現在の利用度についてわかれば聞かせてもらいたいんですが。

##### ○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

それぞれの林道の利用度、数字的にどうかと言われますと、具体的には1日とか、年どのぐらいという数字は今持っておりませんが、ただ、素振谷線林道につきましては、頂上付近に今森林整備をやっておるところがございまして、そちらの方に作業道を今つくっておる状況でございまして、その作業道をつくる事業と、これから森林整備をするということで、今上流部の方で森林整備と作業道の事業を行っておるということから、相当利用度はあるというふうに思っております。

ただ、もう一つの猪ノ谷線林道につきましては、先ほど決算の中でもお話がありましたが、県代行の伊自良根尾線、これにつながる林道でございまして、これからそれに向けて利用ができると。今現在どれほどかということにはちょっと把握はしておりませんが、これにつながれば、ある程度これから利用度が出てくるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

一つ伺いをいたします。

今回、災害ということで、復旧ということなんですけれども、資料を見せてもらいますと、非常に道に泥が流れているということなんですけれども、今回これを復旧するに当たっての工事の方法は、穴のあいたところに土を埋めるだけなのか、そうじゃない方法をとられるのかをお聞きいたします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

今回の復旧工事の施工方法は、林道の路体部分まで相当土砂が流出しておる状況がほとんどの場面で見受けられます。そんなことから、今回の復旧工事に当たりましては、その路体部分に流出した部分を土砂で埋めて、転圧をかけるというような方法で復旧をしたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

個人的なことになるかもしれませんが、私も農道というのか、池を借りておるところがあるんです。そこが、雨が降るがために、結構これと同じような状況になるわけです。それで、その都度、その都度、また埋めていくということだと、しょっぱなの経費はかからなくても、回数を

やればかなりの金額になるかと思うんです。

今、先輩議員の方から、この道路に対しての利用度はどのぐらい人が利用するのかということも質問の中にありましたけれども、あまり使っていないということになればいかがかということにもなるんですけれども、本来であるとするなら、ある程度の利用があるとするなら、少しお金がかかっても、きちんとした施工で直していただけると、私のところも含めてですけれども、そういうふうにやっていただければ、後々が非常に楽なような気がするんです。だから、お金は一時のお金じゃなくて、積み重ねるお金も大事な市の財産ですので、有効に使うようにひとつしていただけたらいいかと思います。

○議長（遠山利美君）

山田君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

今回の災害については、先ほどからお話をさせていただいておりますように、路面の土砂の流出ということで、これに対する埋め戻しの復旧ということでございますが、本格的に整備をするということであれば、こういう豪雨に対して対応できるということになれば、舗装復旧をして対応していくというのが本来のやり方かなあというふうに思っておりますが、舗装復旧となりますと、相当金もかかってくると。そういうことであれば、ほかの改良的な事業もございます。これは県の方の補助を受けてやる事業がございますので、今、主要事業の中で計画的に、順番に進めていきたいというふうに思っておりますので、その中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第52号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第3号）につい

ては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。午後は1時半から全員協議会を開きますので、御参集をお願いしたいと思います。

午後0時04分 休憩

午後1時53分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により、議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中に議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代します。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（道下和茂君）

ただいま遠山議長から議長の辞職願があり、退場をされましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力よろしくお祈りを申し上げます。

お諮りします。ここで、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

2番 鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今、辞表が出たということなんですけれども、一身上の都合ということなんですけれども、議長の任期というのは4年間あるように伺っております。その中において辞表が出されたということに対して、一身上の都合ということに対して、もし差し支えがなければ御説明をいただきたい。

○副議長（道下和茂君）

一身上の都合でございますので、私もわかりません。

〔「了解をいたしました」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議がありますので、起立によって採決をします。

ただいまお諮りをいたしました議会議長辞職の許可について、賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数でございます。したがって、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

## 追加日程第1 議会議長辞職の許可について

### ○副議長（道下和茂君）

追加日程第1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

### ○議会事務局書記（安藤正和君）

辞書願。私こと、このたび一身上の都合により、本巢市議会議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。平成22年9月30日、本巢市議会議長 遠山利美。本巢市議会副議長様。以上です。

### ○副議長（道下和茂君）

お諮りします。遠山利美君の議長辞職を許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、遠山利美君の議長辞職の許可については、許可することに決定をいたしました。

議会議長辞職の許可について終了しましたので、遠山利美君の入場を許可します。

〔議長入場〕

遠山利美君に申し上げます。遠山利美君の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

遠山利美君は登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

### 17番（遠山利美君）

では、一言ごあいさつを申し上げます。

大変議長の重責というのは重いものでございまして、今振り返ってみれば、本当に1年間あつという間に過ぎ去ったような気がしますけれども、その間にいろいろございまして、皆様方に大変御支援をいただきまして何とか今日を迎えたと、こういうことでございます。何せ、この前も申し上げましたように、大変今社会状況が悪い状況でございまして、当然我々議員として市民の負託にこたえていかななくてはいけないということで、今もそういう強い思いでございまして。

これからは、さらに一議員となって、しっかりとそういった点を執行部とも議論しながら、市民の皆さんの負託にこたえていきたいと、こんな思いでいっぱいでございますので、どうか今後につきましてもよろしく申し上げます。大変ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○副議長（道下和茂君）

2番 鏝本君。

### ○2番（鏝本規之君）

今、前の議長、遠山議員からあいさつがございました。本当に長いこと、1年間、長いというのか、短いというのか、1年間御苦労さんでございました。私としては、2年以上やっていただきたかったんですけども、賛成が多かったということで、残念な結果になりました。本当に長いこと、

1年間御苦労さんでございました。以上でございます。

○副議長（道下和茂君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りをいたします。ここで、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことを決定しました。

追加日程第2 議会議長の選挙について

○副議長（道下和茂君）

これより追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番 白井悦子君と6番 高田文一君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、私、道下11票、大西徳三郎君7票。

以上のお通りです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、私が議長に当選をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

#### ○新議長（道下和茂君）

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまの選挙におきまして、不肖私、議会議長の要職につくことになりました。皆様方の本当に御支援によりまして議長の職につきましたことは、大変光栄なことであり、忠心より感謝申し上げる次第でございます。

私は、みずからの浅学非才を省みますときに、事の重大さを痛切に感じておるところでございます。しかし、皆様方に御選出をされました上は、本巢市の発展と、また市民福祉の推進、並びに合議制であります議会における意思形成につきましても、公正・公平を基本理念といたしまして、議会政治、また代表制民主主義の本旨にのっとりまして、地方自治における二元代表制の機能が十分に発揮されますことを、一生懸命頑張る覚悟でございますので、何とぞ議員の先輩、また同僚の皆様、そして執行機関であります理事者各位におかれましても、旧に倍する御指導、御鞭撻を賜りますことをお願いいたしまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

私が議長の職についたことにより、副議長が欠けました。

お諮りします。ここで、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。

#### 追加日程第3 議会副議長の選挙について

議長（道下和茂君）

これより、追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号7番 高橋勝美君と8番 安藤重夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名といたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、村瀬明義君11票、若原敏郎君7票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、村瀬明義君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された村瀬明義君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

村瀬明義君は登壇し、ごあいさつをお願いします。

#### ○新副議長（村瀬明義君）

副議長という任務を務めさせていただきますことになりました。いろいろこれから皆さん方ともお話を伺いしながら、そして協力をもって議長を補佐し、そして本巢市がよくなるように一生懸命努力をいたしますので、どうかよろしくお願いをいたします。

#### 議長（道下和茂君）

議事の都合により、暫時休憩します。

引き続き全員協議会を開催します。全員協議会室に御参集ください。

午後2時25分 休憩

午後4時03分 再開

#### 議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 日程第21 常任委員会委員の選任について

#### 議長（道下和茂君）

日程第21、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

総務企画委員会に鏑本規之君、臼井悦子君、高田文一君、高橋勝美君、私、道下、瀬川治男君、以上6名、文教福祉委員会に江崎達己君、安藤重夫君、中村重光君、村瀬明義君、上谷政明君、鶴飼静雄君、以上6名、産業建設委員会に黒田芳弘君、舩渡洋子君、若原敏郎君、後藤壽太郎君、大西徳三郎君、遠山利美君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室をお使いください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは暫時休憩します。

午後4時06分 休憩

午後 4 時18分 再開

議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告を申し上げます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君、副委員長 臼井悦子君、文教福祉委員会委員長 鶴飼静雄君、副委員長 江崎達己君、産業建設委員会委員長 若原敏郎君、副委員長 船渡洋子君、以上のとおりでございます。

本日の会議時間は、議事進行の都合により延長をいたします。

## 日程第22 議会運営委員会委員の選任について

議長（道下和茂君）

日程第22、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名をいたします。村瀬明義君、瀬川治男君、後藤壽太郎君、上谷政明君、遠山利美君、鶴飼静雄君、以上6名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。議会運営委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午後 4 時20分 休憩

午後 4 時32分 再開

議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

議会運営委員会は、委員長 後藤壽太郎君、副委員長 村瀬明義君、以上のとおりでございます。

このたび、私は一身上の都合により、議会だより編集特別委員会委員の職を辞したいので、先ほどの休憩中、辞職願を副議長に提出いたしました。また、議会だより編集特別委員会委員、鶴飼静

雄君、安藤重夫君、高田文一君、臼井悦子君、以上4名から、一身上の都合により、辞職願が提出されました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、副議長と交代をいたします。

〔議長 自席に着席〕

〔副議長 議長席に着席〕

**副議長（村瀬明義君）**

ただいま道下議長より、議会だより編集特別委員会委員の辞職願があり、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力よろしくお願ひいたします。

お諮りします。ここで、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることに決定をいたしました。

#### **追加日程第4 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について**

**副議長（村瀬明義君）**

追加日程第4、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鵜飼静雄君、道下和茂君、安藤重夫君、高田文一君、臼井悦子君の退場を求めます。

〔18番 鵜飼静雄君、9番 道下和茂君、8番 安藤重夫君、6番 高田文一君、5番 臼井悦子君 退場〕

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員、鵜飼静雄君、道下和茂君、安藤重夫君、高田文一君、臼井悦子君、以上5名の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員、鵜飼静雄君、道下和茂君、安藤重夫君、高田文一君、臼井悦子君、以上5名の辞職の許可については、許可することに決定をいたしました。

議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてが終了しましたので、鵜飼静雄君、道下和茂君、安藤重夫君、高田文一君、臼井悦子君の入場を許可します。

〔18番 鵜飼静雄君、9番 道下和茂君、8番 安藤重夫君、6番 高田文一君、5番 臼井悦子君 入場〕

鵜飼静雄君、道下和茂君、安藤重夫君、高田文一君、臼井悦子君に申し上げます。鵜飼静雄君、道下和茂君、安藤重夫君、高田文一君、臼井悦子君の議会だより編集特別委員会委員辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで、副議長の役目を終えましたので、議長と交代をいたします。

〔副議長 自席に着席〕

〔議長 議長席に着席〕

**議長（道下和茂君）**

ただいま、議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

#### **追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員の選任について**

**議長（道下和茂君）**

追加日程第5、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

江崎達己君、舩渡洋子君、臼井悦子君、高橋勝美君、村瀬明義君、以上5名を指名したいと思っておりますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。議会だより編集特別委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは暫時休憩いたします。

午後4時41分 休憩

午後4時45分 再開

**議長（道下和茂君）**

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をします。

議会だより編集特別委員会は、委員長 舩渡洋子君、副委員長 臼井悦子君、以上のとおりでございます。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後4時46分 休憩

午後4時47分 再開

**議長（道下和茂君）**

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日、監査委員 高橋勝美君より辞表が提出され、議会選出の監査委員が欠けました。よって、お手元に配付のとおり、議案第53号 本巢市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 本巢市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

**追加日程第6 議案第53号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**議長（道下和茂君）**

追加日程第6、議案第53号 本巢市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高田文一君の退場を求めます。

〔6番 高田文一君 退場〕

市長に提案理由の説明を求めます。

市長、藤原勉君。

**市長（藤原 勉君）**

それでは、ただいま追加されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第53号 本巢市監査委員の選任についてでございます。

本市の監査委員につきましては、議員から高橋勝美氏が選任されておりますが、高橋勝美氏から本日付で辞職願が提出され、承認いたしましたので、新たに議員から高田文一氏を選任するため、地方自治法第196条の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。どうかよろしくお願いたします。

**議長（道下和茂君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託を省略したい

と思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本巣市監査委員に高田文一君を選任することについて、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第53号 本巣市監査委員の選任について、本巣市監査委員に高田文一君を選任することについて同意することに決定しました。

高田文一君の入場を許可します。

〔9番 高田文一君 入場〕

高田文一君に申し上げます。高田文一君が本巣市監査委員に選任されました。

議事の都合により、暫時休憩をします。

午後4時52分 休憩

午後4時53分 再開

#### 議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議会運営委員会委員長から提出されました。お諮りします。

閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査の申出書についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第7 閉会中の継続審査の申出書について

#### 議長（道下和茂君）

追加日程第7、閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について閉会中に審査する必要があるため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査としたい旨の申し出があり

ました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

#### 閉会の宣告

議長（道下和茂君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第3回本巢市議会定例会を閉会いたします。23日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

午後4時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

新 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員